

第23回期 第35回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年5月18日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員9人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (大 草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(委員1人、推進委員1人)

委 員	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (中根松)		江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

2件

議案第82号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1件

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 坂本 克幸
 主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>あらためまして、こんにちは。第35回浅川町農業委員会総会を招集いたしましたところ、田植えの方も一段落したとはいえ、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。今日は午前中、石川地方連合会の総会がございまして、10時40分から私は監事をやっているものですから、会計監査を行いまして、11時から総会を5名で開催いたしました。内容的には、これからの行事日程、コロナの影響でほとんど中止になっておりますので、我々の任期も7月まででございますが、研修会とかが中止になる可能性がありますので、ご了承のほどよろしくお願います。この新型のコロナウイルスに関しましては、終息の兆しがいまだにみえない状況ではございますが、三密を避けながら、通常の総会を開催いたしました。みなさん、マスク着用でございますが、時間を短くと言われておりますが、いつものように慎重審議だけはよろしくお願したいと思ひます。本日は4件の議案でございます。 それでは只今より第35回浅川町農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>本日の出席ですが、農業委員10名中9名です。 8番、八旗正紀委員から欠席する旨の通告がありましたので報告いたします。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第35回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席状況ですが、江田利光委員より欠席する旨の通告がございましたので、11名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、9番、大河内一二委員、1番、會田陽子委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第79号、農地法第3条①について、東大畑・畑田地区推進委員の小室勝弘委員の調査報告及び意見を求めます。
小室委員	はい。東大畑・畑田地区担当の推進委員の小室です。 議案第79号農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****さん、譲受人、*****さん、以下記載のとおりです。先日、5月16日土曜日、午後1時15分より地区副担当の角田一志委員さんと譲受人の自宅にて調査してまいりました。譲渡人につきましては、***さんに長年、耕作していただき、土地を荒らさずやってきたので譲渡して耕作してもらいたいとのことです。***さんにつきましては、元農業委員として活躍し、今も現職として農業に励んでおられますので、農地法第3条第2項の1号から9号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	つづきまして、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明申し上げます。 譲渡人、****さん、譲受人、***さんになります。今回の申請地については、長年にわたり耕作を続けていましたが、高齢となり処分を考えていたそうです。 今回、東大畑で営農されている譲受人が、農地の処分を希望していることを知り、売買の話がまとまり申請が行われたとのことでございます。 農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、譲受人の経営状況及び従事状況、さらには本議案の取得面積後の経営面積が1万2千593㎡となることなどから、いずれにも該当しないものと思われまます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第79号①について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第79号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第79号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。
会 長	次に、議案第80号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定につ

事務局長	<p>いて上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会長	<p>議案第80号①について、浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当の推進委員の石塚です。</p> <p>議案第80号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****さん、譲受人、*****さん、以下記載のとおりです。16日午前11時より、地区副担当の會田委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の代理人立会いのもと現地にて調査してきました。</p> <p>背戸谷地157番40の畑、1,074㎡、太陽光発電事業を行うため借り受けたいとのことです。雨水は土側溝で放流するそうです。</p> <p>また**さんのこの畑は、農地パトロールの際に荒廃農地A分類の農地です。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>つづきまして、事務局より補足説明お願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>設定人、****さん、被設定人、***さんになります。被設定人は***に本社を置く建設業を営む会社経営者であります。今回の申請地において太陽光パネルを設置し再生可能エネルギー発電事業の計画をしており、経済産業大臣より計画の認定がなされたため、申請に至りました。</p> <p>まず、立地基準については、おおむね300m以内に消防署など公共施設がある区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>転用目的は、太陽光パネルを設置するためです。事業の主旨としては、東日本大震災以降、原子力発電の安全性について問題視されており、原子力に代わる安全で枯渇しない自然エネルギーの確保が必要と考え、福島県において太陽光パネル設置事業を計画したとのことです。農地ではありますが、場所を借りて事業を行いたいと考え、今回の申請に至りました。本申請前には候補地をいくつか検討しましたが、賃借での候補地が見つからず、売買では土地価格上、事業採算的に適合しなかったため、本申請となりましたので、転用申請はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力、信用については、必用な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地</p>

	<p>であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年7月末までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものではありません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地はありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、太陽光発電設備として太陽光が十分に確保でき適正な規模であり、該当しません。</p> <p>周辺はある程度宅地化されており、農地の広がりはありません。汚水は発生せず、雨水は土側溝を設けて自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第80号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第80号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第80号、農地法第5条①については許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第81号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>この集積計画に対して、小貫・太田輪地区推進委員の八木沼進委員の意見を求めます。</p>
八木沼委員	<p>はい。小貫・太田輪地区担当の八木沼です。</p> <p>先日、借受人の****さんと、貸付人の****さんに確認しましたところ、矢吹さんのところでは自家製の野菜しか作っておらず、畑が余ってて、荒れないようにうなっているぐらいの畑なんです。今回の畑は****さんが、ブロッコリーを作っております隣地になりまして、借りてもらえないかと****さんをお願いされまして、隣地ということで借り受けるとのことでした。また、****さ</p>

<p>会 長</p>	<p>んは町の認定農業者となっております。また基盤法第18条第3項第2号要件のすべて問題ないと考えておりますので、審議よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第81号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第81号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第81号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画①については許可決定いたしました。 次に、同じく議案第81号、農業経営基盤強化促進法第18条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。 被設定人の****さんは*****の認定農業者であります。設定人の****さんは泉崎村の方で、今回利用権を設定しようとする農地は*****の***にある田3筆の3, 133㎡となります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、3つの要件にいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して、山白石地区推進委員の圓谷広行委員の意見を求めます。</p>
<p>圓谷委員</p>	<p>はい。圓谷です。 今、事務局から説明がありました通り、今回利用権設定を受ける****さんは、平成30年6月に、そしてさらに翌年の令和元年6月には奥さんが青年等就農計画の認定を受けまして、露地野菜、水稻等の農業に勤しんでいる方です。貸付人の****さんは、***に居住しておりまして、農業には従事しておらず、自分で耕作することが無理なため、農地はほとんど遊休農地化としておりました。今回、****さんが当該水田を借り受けて耕作してくれることは、遊休農地の解消に大変貢献、有意義なことではないかと思ひます。**さんの現在の農業経営状況を見て、基盤法第18条第3項第2号要件のいずれも満たしていると思われ、集積計画は問題ないと思ひます。以上です。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第 8 1 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 1 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 8 1 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規程による農用地利用集積計画②については許可決定いたしました。 次に、議案第 8 2 号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>事務局長</p>	<p>引き続き説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思っております。1 枚目をご覧ください。***さんは水稲による経営規模拡大を図り、農業経営で所得の安定を図る目的で申請書が出されています。 営農類型は水稲です。構想に沿った計画であるかですが、5 年後の目標が年間農業所得 2 4 0 万円、年間労働時間は 1, 8 4 0 時間であり、2 枚目の⑦にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより③から⑥までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、***さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本申請人は染地区の方となりますが、染地区推進委員、川音光平委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
<p>川音委員</p>	<p>はい。染地区推進委員の川音です。 只今の案件について意見を申し上げます。5 月 1 4 日午前 9 時より 1 0 時まで ***さん宅で奥さんと私と 3 人で現況と今後の農業経営のビジョンについて当人より聞き取り調査をいたしました。事務局から説明があったとおり、今回認定を受ける ***さんは地区内でも農作業に長年従事している方です。農業経営</p>

	<p>改善計画の認定については、町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に沿ったものでなければならないということで、三つほど項目がございます。一つ目は目指すべき目標が明らかになっていること。二つ目としては、経営の目標に向けて計画的な改善が図られていること。三つ目は計画申請を行う者は次の要件を目指すことということで、一つ目は年間農業所得が他産業従事者並みの所得を得ること。二つ目は年間労働時間を短縮し効率的、安定的な農業経営を行うこと。営農類型については稲作が主体であり5年後は農業委員会から農地の斡旋を受け経営規模を拡大し経営の安定を図りたいとのこと。今後は集落の農業にとっても受け手になってもらえるものと期待出来るので認定に対して問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第82号①について質疑を許します。質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第82号②の認定について、意義なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第82号、農業経営改善計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次にその他に入ります。令和3年農業施策に関する要望事項の検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>説明申し上げます。</p> <p>福島県農業会議より、令和2年度の農業施策に関する要望の検討依頼が来ており、先日議案書と一緒に送付させていただいておりました。</p> <p>資料1ページ目の下に「3. 検討すべき項目」ということで、2ページ目を開いて上に①から⑧までの項目が検討項目となります。1ページ目に戻りまして「2. 検討方法」のところに記載がありますが、検討すべき項目について総会等において検討を行い、浅川町農業委員会の要請事項として取りまとめ、農業会議に報告することとされています。</p> <p>3ページ目には検討にあたっての留意事項ということで記載がございまして、検討すべき項目について、以下の点に留意して検討することということで、すでにある補助事業等の拡充・改善を求める場合は理由を記載する、地域からの要望を踏まえて検討することなどとされておりまして。</p> <p>資料を事前に送付してございますが、今一度、目をとおしていただき、何か要望やご意見等ございましたら発言をお願いします。この場で検討していただき浅川町農業委員会としての要望として取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

会 長	事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。
会 長	それではどうでしょうか。皆さんから令和2年度の農業施策について要望やご意見等ございますか。
会 長	特にないようであれば、浅川町農業委員会としては要望や意見はなしということで、農業会議に報告することとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
会 長	それではそのように決定いたします。 次に、前回の総会で質問があった令和2年度の活動記録簿の書き方について事務局より説明をお願いします。
小松主事	前回質問いただいた、令和2年度の活動記録簿の書き方についてご説明します。 前回の質問で活動簿に時間を記入するのかわいとの質問をいただきましたが、こちら記入例を見て迷った方もいらっしゃるかと思います。活動記録簿の16ページに記載されている記入例は、浅川町は○、△で記入していますが、他の市町村の農業委員会では、時間を記入しているところもあり、そちらの記入例となっております。ですので浅川町の場合は今までどおり、○、△で記入してください。 また、あらたに農地利用の意向把握の状況および地域の話し合いへの参加状況という様式が追加されましたが、こちらについては、今まで活動記録簿に記入していた内容で農地利用の意向を聞いたりした内容を詳細に記録する者ですので、記入例を参考に書いていただければと思います。 その他わからない点などありましたら随時、小松まで連絡していただければと思います。
会 長	只今、活動記録簿の記入方法、事務局から説明がありましたが、わからない点がありましたら質問してください。 (「質疑なし」)
会 長	記入している中でわからないところがございましたら事務局まで問い合わせをよろしくお願いいたします。
会 長	これで本日の議題はすべて終わりましたが、何でも結構ですので皆さんの方でなにかございましたらお願いします。 (「配布資料、意向調査の結果についての質問」)
会 長	意向調査について、事務局よりお願いします。

事務局長	<p>意向調査についてですが、取扱注意の文書ですが、昨年度中に把握しました農地所有者さんの意向をまとめたものになっております。今年度の委員の活動の参考になればとお配りした次第です。</p> <p>あわせて、次回の総会ですが、6月18日（木）午後1時30分よりこの場で予定しております。また、例年、総会終了後に関係団体との連携会議を開催していましたが、今年につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして中止となっておりますのでご了承願います。以上です</p>
会 長	<p>事務局の方の報告等も全て終わりました。</p> <p>それでは以上を持ちまして第35浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)